

大阪市立弘済院看護師（会計年度任用職員）募集要項

1. 募集人数

1 名

2. 業務内容

大阪市立弘済院における認知症看護相談業務等

- ・患者の転院等にかかる関係医療機関との連絡調整
- ・病院運営にかかる看護部内の対応補助・帳票類の整理
- ・各種ワクチン接種対応、発熱者対応業務
- ・入退院支援における必要書類の管理とデータ整理 等

3. 応募資格

次の（１）、（２）の受験資格をどちらも満たす者がこの試験を受けることができます。

（１）看護師もしくは准看護師免許を有する者

（２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4. 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週 4 日もしくは週 5 日 (30 時間以内) での勤務

7 時間 30 分 (9 : 00 ~ 17 : 15 休憩 45 分)

6 時間 (9 : 00 ~ 15 : 45 休憩 45 分)

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

吹田市古江台 6-2-1 大阪市立弘済院

(4) 報酬等

【例】週 30 時間勤務の場合 ※週の勤務時間数により異なります。

○看護師 (1 年目)

報酬 (月額) ※1	205,784 円 ~ 224,576 円
期末勤勉手当 ※2 (1 年目) (6 月・12 月に支給)	749,823 円 ~ 818,298 円
年収見込 (1 年目)	3,219,231 円 ~ 3,513,210 円

【例】職歴が短時間勤務職員

(週の勤務時間が 19 時間 30 分以上 38 時間 45 分未満) の場合

採用時年齢	職歴 (在職年数)	年収見込 (1 年目)
24 歳	4 年	3,380,738 円
26 歳	6 年	3,444,251 円
28 歳	8 年	3,513,210 円

○認知症患者に対する看護等を行う看護師 (1 年目)

※ 認知症患者への看護経験を有する場合に限る

報酬 (月額) ※1	234,320 円 ~ 272,716 円
期末勤勉手当 ※2 (1 年目) (6 月・12 月に支給)	853,802 円 ~ 993,706 円
年収見込 (1 年目)	3,665,642 円 ~ 4,266,298 円

【例】職歴が短時間勤務職員

(週の勤務時間が 19 時間 30 分以上 38 時間 45 分未満) の場合

採用時年齢	職歴 (在職年数)	年収見込 (1 年目)
32 歳	1 2 年	3,741,857 円
42 歳	2 2 年	4,050,353 円
52 歳	3 2 年	4,266,298 円

※ 1 : 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※ 2 : 期末勤勉手当は 3.64375 月分となります。

・上記の他に通勤手当等が支給されます。

・上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されるこ

とがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日（週の勤務日数によって異なる） 付与期間：4 月 1 日（任用日）～翌年 3 月 31 日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇 ・ <u>子の看護休暇※1</u> ・ <u>短期介護休暇※1</u> ・ドナー休暇 (※1) 別途取得要件あり

※その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

加入対象（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6. 選考方法

- (1) 筆記(論文)試験
- (2) 口述(面接)試験

7. 選考日時及び選考会場

日時：令和 8 年 1 月 28 日（水）午後 1 時 30 分開始（午後 1 時 20 分集合）

場所：大阪市立弘済院

※詳細については、申込者あて送付する「受験票」にて案内します。

8. 申込方法等

(1) 申込書類

次の書類等を「会計年度任用職員（弘済院看護師）採用申込書等在中」と朱書き

した封筒に入れ、持参または郵便等で提出してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込んでください。送付された場合に発生した事故については、責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。

なお、書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

1	大阪市会計年度任用職員 採用申込書 (<u>A4 サイズ</u>) ※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※両面印刷 (A4 サイズ) で作成してください。 ※採用申込書は本市所定の様式に限ります。後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	1 通
2	申し立て書 (<u>A4 サイズ</u>) ※申し立て書は本市所定の様式に限ります。後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。 ※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。	1 通
3	「受験案内」送付用の定型封筒 (<u>長型 3 号</u>) ※必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼付してください。	
4	看護師免許証もしくは准看護師免許証の写し (<u>A4 サイズ・原本照合済み</u>) ※原本照合は、最寄りの保健所にて申請が可能です。	1 通

(2) 申込方法

・申込期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで

※持参の場合：午前9時から午後5時30分まで（土、日、祝日を除く）

※送付の場合：令和7年12月26日（金）必着

・提出先及び申込書類配布場所

〒565-0874 大阪府吹田市古江台6-2-1

大阪市福祉局弘済院管理課（庶務グループ）

（最寄駅）阪急電鉄千里線/大阪モノレール 「山田」駅

(3) 受験案内の送付

試験の時間、会場等の詳細を記載した受験票等を、令和8年1月9日（金）までに受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年1月15日（木）までに受験案内が届かない場合は、大阪市福祉局弘済院管理課（06-6871-8002）へ連絡してください。

9. 合格者の決定について

- (1) 合格者の決定は、筆記（論文）試験、口述（面接）試験を総合的に判定し、決定します。

※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

- (2) 結果は、可否に関わらず、本人に文書で通知します（令和8年2月5日（木）発送予定）。なお、電話等でお問い合わせにはお答えできません。
- (3) 合格者は、成績順に採用者候補者名簿に登載され、採用候補者名簿の順位に従って採用予定者を決定します。
- (4) 採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度、採用予定者とします。
- なお、採用候補者名簿の登載期間は令和9年3月31日までです。
- (5) 採用候補者名簿に登載されても、採用時期が予定日以降になる場合や、採用されない場合があります。
- (6) 合格後、若しくは「採用候補者名簿」に登録後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

10. その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報や職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

11. 問合せ先

大阪市福祉局弘済院管理課（庶務グループ）

〒565-0874 大阪府吹田市古江台6-2-1

電話：06-66871-8002 ファックス：06-6872-0549

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと